

平成22年6月2日から平成23年1月10日までの火薬類取締法関連の改正

経済産業省令 第三十八号

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第八十五号)第五条第二項、第八条第一項、第十一条第二項、第十四条並びに第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十二年六月二十四日

経済産業大臣 直嶋 正行

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則

(所持の許可の申請)

第一条 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(以下「法」という。)第五条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による所持許可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員)が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書
(変更の許可の申請)

第二条 法第八条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第二による変更許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(変更の届出)

第三条 法第八条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第三による変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(廃棄等の届出)

第四条 法第十一条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第四による廃棄等届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(承継の届出)

第五条 法第十三条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第五による許可所持者地位承継届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第十三条第一項の規定により許可所持者の地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第六による許可所持者相続同意証明書及び戸籍の謄本又は全部事項証明書

二 法第十三条第一項の規定により許可所持者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、様式第七による許可所持者相続証明書及び戸籍の謄本又は全部事項証明書

三 法第十三条第一項の規定により合併によって許可所持者の地位を承継した法人にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書
(所持の届出)

第六条 法第十四条の規定により届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿の記載事項)

第七条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 クラスター弾等(法第二条第一項のクラスター弾等をいう。以下同じ。)の型式及び数量

二 クラスター弾等の数量が増減した場合の理由及び年月日並びに増減したクラスター弾等の型式及び数量

2 法第十五条第二項の規定による前項に規定する事項を記載した帳簿の保存期間は、許可に係るクラスター弾等を所持することとなった日から当該許可に係るクラスター弾等の全部を所持しないこととなった日から起算して五年を経過する日までの間とする。

(報告)

第八条 法第五条の規定による許可所持者は、前条の記載事項を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について集計し、法第十六条第一項の規定に基づき、当該期間の経過後五十日以内に経済産業大臣に報告しなければならない。

(立入検査の証明書)

第九条 経済産業大臣がその職員に携帯させる法第十七条第二項の証明書は、様式第九によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

(経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年経済産業省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第八十五号)	第十五条
--	------

別表第二に次のように加える。

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律	第十五条
-----------------------------	------

経済産業省告示 第二百四十四号

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の適用を受けない火工品を次のように指定したので、告示する。

なお、平成十七年経済産業省告示第三百四十六号(火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づく火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定した件)は、廃止する。

平成二十二年九月九日

経済産業大臣 直嶋 正行

- 一 自動車用エアバッグガス発生器に組み込んで用いる点火具であって、次の要件を満たすもの
 - イ 火薬(過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下同じ。)の量が〇・二六グラム以下のもの又は火薬の量が〇・〇九グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇二五グラム以下のものであること。ただし、点火部(点火具の部分品であって、点火薬が充てんされているものをいう。以下同じ。)を二つ有する点火具の場合には、それぞれの点火部の火薬の量が〇・二六グラム以下であること。
 - ロ 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。
 - ハ 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。
 - ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
 - ホ 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。
 - ヘ 点火部を二つ有する点火具の場合には、それぞれの点火部がイからホまでの要件を満たし、かつ、一方の点火部の点火が他方の点火部の点火を引き起こさない構造であること。
- 二 自動車用シートベルト引っ張り固定器に用いるガス発生器(L字型ガス発生器を含む。)、自動車用乗員前方移動拘束装置に用いるガス発生器又は自動車用歩行者衝撃緩和ボンネット上昇装置に用いるガス発生器に組み込んで用いる点火具であって、次の要件を満たすもの
 - イ 火薬の量が〇・二六グラム以下のもの又は火薬の量が〇・〇九グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇二五グラム以下のものであること。ただし、自動車用乗員前

方移動拘束装置に用いるガス発生器に組み込んで用いる点火具の場合には、火薬の量が〇・二五グラム以下のものであること。

- 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。
- ハ 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。
- ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
- ホ 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

三 自動車用ドアヒンジの固定解除装置に用いるガス発生器であって、次の要件を満たすもの

イ 火薬の量が〇・二六グラム以下のもの又は火薬の量が〇・〇九グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇二五グラム以下のものであること。

- 電気により点火し、ガスを発生させる構造であること。
- ハ 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。
- ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
- ホ 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

経済産業省告示 第二百十五号

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の適用を受けない火工品を次のように指定したので、告示する。

なお、平成九年経済産業省告示第百六十一号(火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づく火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定した件)は、廃止する。

平成二十二年九月九日

経済産業大臣 直嶋 正行

- 一 電流緊急遮断装置用遮断筒であって、爆薬〇・ハグラム以下のもの
- 二 酸素吸入器の酸素発生剤の着火の用に供する点火装置であって、爆薬〇・〇二二グラム以下のもの
- 三 救命無線機用自動膨張装置に用いるガス発生器であって、火薬〇・ニーグラム以下、爆薬〇・〇一グラム以下のもの
- 四 自動車用シートベルト引っ張り固定器又は防犯用インク噴射装置に用いるガス発生器であって、次の要件を満たすもの
 - イ 火薬二・〇グラム以下、爆薬〇・〇ハグラム以下であること。
 - ロ キリによる衝撃又は電気により点火し、ガスを発生させる構造であること。
 - ハ 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。

ニ ケースはアルミニウム合金その他の合金製で、かつ、防錆性を有する材質であること。

五 热电池であつて、次の要件を満たすもの

イ 火薬を用いず、かつ、爆薬の量が〇・〇六グラム以下のもの、火薬(硝酸塩を主とする火薬に限る。)の量が〇・二六グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇一グラム以下のもの又は火薬(過塩素酸塩を主とする火薬に限る。)の量が〇・一七グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇五グラム以下であること。

ロ 電気により点火し、電解質を溶融させて電力を発生させる構造であること。

ハ 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。

ニ 電池ケース及び電池カバーは、防錆性を有する材質であること。

ホ 電池ケース及び電池カバーは、気密性を有し、爆発、燃焼により塑性変形しない材質であること。

火薬類取締法令集平成22年度版 正誤表

(誤 ⇒ 正)

・一六九頁

規則 第二十七条～第二十七むの四条 ⇒ 規則 第二十七条～第二十七条の四

・一七〇頁

規則 第七条の四～第三十条 ⇒ 規則 第二十七条の四～第三十条

・四百十七頁

表中 保安間隔の下 メートル（以下） ⇒ メートル（以上）

・七百四十頁

付録2 完成検査・保安検査概要図中 （図中の当該語句全てを置換える）

経済産業局長 ⇒ 産業保安監督部長

経済産業局内 ⇒ 産業保安監督部内